

第 68 類 石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 25 類の物品
 - (b) 第 48.10 項又は第 48.11 項の塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙(例えば、雲母粉、黒鉛、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙)
 - (c) 第 56 類又は第 59 類の塗布し、染み込ませ又は被覆した紡織用繊維の織物類(例えば、雲母粉を塗布し又は被覆した織物類及びビチューメン又はアスファルトを塗布した織物類)
 - (d) 第 71 類の製品
 - (e) 第 82 類の工具及びその部分品
 - (f) 第 84.42 項のリソグラフィックストーン
 - (g) がい子(第 85.46 項参照)及び第 85.47 項の電気絶縁用物品
 - (h) 歯科用バー(第 90.18 項参照)
 - (ij) 第 91 類の物品(例えば、時計及び時計のケース)
 - (k) 第 94 類の物品(例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物)
 - (l) 第 95 類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)
 - (m) 第 96.02 項の物品で第 96 類の注 2(b)に掲げる材料から製造したもの、第 96.06 項の物品(例えば、ボタン)、第 96.09 項の物品(例えば、石筆)及び第 96.10 項の物品(例えば、石盤)
 - (n) 第 97 類の物品(例えば、美術品)
- 2 第 68.02 項において加工した石碑用又は建築用の石には、第 25.15 項又は第 25.16 項の石を加工したもののほか、その他の天然石(例えば、けい石、フリント、ドロマイト及びステアタイト)を加工したものを含むものとし、スレートを加工したものを含まない。